

令和6年12月27日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

近江八幡市長 小西 理

市町村名 (市町村コード)	近江八幡市 (252042)	
地域名 (地域内農業集落名)	船木町 (船木)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月24日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・政府が進めている会社の定年延長に伴い、地域農業の担い手が高齢化し平日の作業者確保が課題。
- ・機械が全て老朽化し、現状の収益では更新できない状況なので上手く補助申請を見つけられるかが課題。
- ・新たな作物の導入するにも、高齢化して現状維持が精一杯で打開策検討必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・米と転作作物の麦、大豆を中心に安定した農業経営を目指す。
- ・環境こだわり米の作付け拡大を図る。
- ・環境変化に適応した品種の選定により収穫量の安定化を図る。
- ・新規作物を選定し、段階的に種類を増やし栽培方法を確立し、儲かる農業に転換する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	33 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	33 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

集落での利用が行われる範囲を表示している。隣接する集落との協議により、変更の場合がある。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
所有者の貸付意向時期に配慮し、担い手を中心に集積・集約化を進め団地面積の拡大を進める。+C38:AC44
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地管理機構からの貸し付け情報を参考に、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地整備事業を活用し、大区画化の基盤整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市及びJAと相談しながら地域外の多様な経営体を参考に勉強し、切れ目なく担い手と連携し育成に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業や大豆の刈取り作業は、引き続き岡山営農組合に委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ③田植作業の自動化推進 ⑦自己保全体制の確立 ⑧給排水施設の保全及び管理									